

全員協議会記録

令和8年3月3日

【開催日】 令和8年3月3日（火）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時5分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	大井淳一郎
議員	穂本真一	議員	伊場勇
議員	大年恒夫	議員	奥良秀
議員	北永千賀	議員	白井健一郎
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中島好人	議員	中村博行
議員	濱本健吾	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	藤谷圭子
議員	前田浩司	議員	宮本政志
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	脇本直美		

【欠席議員】

議員	中岡英二		
----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
----	-----	------	------

【付議事項】

1 議運決定事項について

午前9時 開会

高松秀樹議長 おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項、議運決定事項について、議会運営委員長の報告を求めます。

(伊場勇議会運営委員長 登壇)

伊場勇議会運営委員長 皆様、おはようございます。第14回議会運営委員会の決定事項について報告いたします。1、令和8年第1回（3月）定例会に関する事項について、（1）議事日程の変更について、一般質問通告者が確定し、及び議会基本条例の研修の実施を決定したため、議事日程案を資料のとおり変更いたしましたので、御確認ください。次に2、議会基本条例の研修について。議会基本条例の研修を次のとおり行うことといたしました。（1）日時、令和8年3月26日木曜日午後2時から。午後2時までに本会議が終了しない場合には、本会議終了後から行います。次に、（2）場所は、第2委員会室です。次に、（3）形式は、議会基本条例の逐条解説を用いてスクール形式で行います。次に、（4）その他として、ア、議員は議会基本条例の逐条解説をあらかじめ精読しておくこと。イ、市民及び報道関係者は本研修を傍聴できるということ。ウ、市民及び報道関係者への周知はホームページ、SNS等で行うこと。以上です。

（伊場勇議会運営委員長 降壇）

高松秀樹議長 ただいまの報告に対しまして、質疑はございますか。

宮本政志議員 そもそも議運決定事項というのは、全議員が必ず遵守すべき非常に重たい性質のものなんです。その中で少し気になったのが、2、議会基本条例の研修についての（4）、アです。「精読」という言葉を使っていますよね。「精読」という言葉の意味までは言いませんが、かなり重い文言を議運決定事項として報告されました。全議員がきちんと精読しているのかどうか、議運としてはどのように確認をしていくおつもりか、お聞きします。

伊場勇議会運営委員長 宮本議員がおっしゃったように、議会運営委員会の決定事項というものは、規程で定めていますが、「尊重するものとする。」

となっています。精読ということについてはしっかり受け止めて、3月26日までに行っていただきたいというふうに思います。この基本条例については、議会の在り方、進むべき道を私たち議員が自分たちで決めた最も重たいルールでございます。その研修を有意義にしなければなりません。進行は委員長である私が行いますが、その中でしっかり精読しているかどうかの確認については何か工夫が必要と思います。とても参考になる意見でございますので、参考にさせていただいて当日を迎えさせていただきたいと思います。

高松秀樹議長 ほかに質疑はございませんか。

山田伸幸議員 進行は伊場委員長がされるということなんですけれど、講師についてはどなたが行われるのでしょうか。

伊場勇議会運営委員長 今回の研修は、議会基本条例の逐条解説を使って、理解を深めることを第一の目的としています。なので、逐条解説を章ごと、第5条程度に区切って、説明しながらその都度質問を受けるという形を考えております。その中で、基本的には私が質問にお答えしますが、補足があれば高松議長に補足していただいて、また、法令関係につきましては事務局の法務担当者から回答する形を取ってまいります。

高松秀樹議長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前9時5分 散会
